

センター会員互助会 会則

センター会員互助会会則

(名称及び所在地)

1. この互助会は、センター会員互助会(以下「互助会」という。)といい事務所を富士宮市小泉569番地2に置く。

(目的)

2. 互助会は、共助の精神に基づき、会員の福利厚生を図ることにより、会員の健康及び生きがいに寄与することを目的とする。

(事業)

3. 互助会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員の慶弔に関する事業
- (2) 会員の福利厚生事業

- 2 前項第1号に掲げる慶弔の種類及び金額は次のとおりとする。

- (1) 会員本人が死亡したとき 1万円
- (2) 会員の配偶者が死亡したとき 5千円

(会員)

4. 互助会の会員は、センターに入会している会員をもって組織する。

(会費)

5. 互助会の会員は、次に定める会費を納入しなければならない。

互助会会費 年額 5百円

- 2 前項に規定する会費は、毎年1回6月総会までに納入しなければならない。

ただし、新たに入会した会員については、入会時に納入するものとする。

(役員)

- 第6条 互助会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事(会長、副会長を含む)10人以上18人以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任及び任期)

第7条 互助会の役員は、センターの理事、監事をもって充てるものとする。

2 役員任期は、2年とする。

(会議の種別)

第8条 互助会の会議は、総会及び役員会とする。

(会議の権能)

9. 総会は、互助会の運営に関する重要な事項を決議する。

2 役員会は、次の事項を決定する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他総会の決議を要しない会務執行に関する事項

(会議の開催)

第10条 総会は、毎年6月に開催する。

2 臨時総会は、次の場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合

(2) 役員3分の1以上から会議の目的を示して開催の請求があった場合

(会議の招集)

第11条 会議は、会長が召集する。

2 会議を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により少なくとも7日前までに構成員に通知しなければならない。

ただし、役員会については、至急を要する場合この限りではない。

(会議の議長)

第12条 総会の議長は、その総会に出席した会員のうちから選任する。

2 役員会の議長は、会長が当たる。

(会議の定足数)

第13条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(会議の議決)

第14条 会議の議決は、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議における書面表決等)

第15条 会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項については、

書面にて表決し、また他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合、第13条、第14条及び第16条第1項第3号の規定については、出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第16条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 総会にあっては、総会に出席した会員数、役員会にあっては、出席した役員名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及び結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか会議に出席した構成員のうちから当会議において選任された議事録署名人2名以上が署名捺印しなければならない。

(資産の構成)

第17条 互助会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄附金
- (4) 資産から生じる収入

(事業年度)

第18条 互助会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画、予算及び会計)

第19条 この互助会の事業計画及び予算は、会長が作成し役員会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、役員会の承認を得なければならない。

3 互助会の事務は、センター事務局が行うものとする。

(事業報告、決算)

第20条 互助会の事業報告・決算は、会長が作成し監事の監査を経てその事業年度終了後速やかに総会の承認を得なければならない。

(助成)

第20条の2 会員が互助会の目的に添って構成された趣味、同好会等の活動に対し、予算の範囲内で助成金を交付することができる。

(補則)

第21条 この会則に定めのない事項については、役員会で決定する。

附 則

- 1 この会則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この会則は、平成23年6月25日から施行する。